

●2016年11月号Q1「日またぎの入院日について」訂正

回答では、「再診後に入院した場合は、再診分は外来レセプトに記載し、入院分と分けます」としましたが、1行目から3行目までの回答を下記のように訂正します。

「明細書記載要領通知」別紙1, II, 第3「1」(4)（「早見表」p.1440）により、「初診から直ちに入院した場合は、入院分のみ明細書に記載する」旨規定されていますが、2016年改定により「再診から直ちに入院した場合であっても再診料（外来診療料）の時間外等加算を算定する場合」も入院レセプトを使用することが明示されました。よって、再診から「直ちに入院した場合は、時間外等加算の算定の有無にかかわらず、入院レセプトに記載するのが妥当と解されます。

——以上、お詫びし訂正いたします。

